

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第 29 回）議事録

日時 令和 6 年 11 月 12 日（火）18：01～19：06

場所 オンライン開催

1. 開会

○事務局（古川室長）

それでは、定刻を 1 分過ぎましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ（第 29 回）及び交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会（第 34 回）の合同会議を開催いたします。

皆様、本日も本当にご多忙の中、ご出席いただき、本当にありがとうございます。

本日の合同会議につきましては、まず片石委員が所用によりご欠席、あと加藤委員が 18 時 45 分以降のご参加というふうに伺っております。

それでは議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たって、ご出席いただいている委員の皆様へ事務的に 3 点お願いがございます。

1 点目です。委員の先生方におかれましては、本委員会中、ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、ご発言のとき以外は、マイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。

2 点目です。ご発言をご希望の際は、T e a m s 会議の手上げ機能で合図いただくようお願いいたします。

3 点目です。通信のトラブルが生じた際には、まず事務局にメールを入れていただきますようお願いいたします。改善が見られない場合には、事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局からご連絡いたします。

その他、もし何かご不明点等ございましたら、事前に事務局より連絡しているメールアドレスまでお知らせください。

それでは、これからの議事進行について、山内座長にお願いすることといたします。山内座長、お願いいたします。

○山内座長

どうも山内でございます。よろしくお願いいたします。

まず合同会議の一般傍聴ですが、いつもどおり、インターネット中継による視聴方法というところで行います。

それから、本日の合同会議では、議題として、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方ということで、議論を行いたいと思います。

それでは、まず資料ですね。これについて事務局からご確認をお願いします。

○事務局（古川室長）

まず、インターネット中継でご覧の皆様は、経産省または国交省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。本日の配付資料につきましては、投影もされておりますけれど、配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員名簿、資料1、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について、資料2、一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案素案）、参考資料1、一般海域における占用公募制度の運用指針（新旧対照表）、参考資料2、セントラル方式に基づくサイト調査及び系統確保スキーム、以上をご用意しております。もし不足、ファイルが見れない等がございましたら、事務局までご連絡をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。

さっきも言いましたけど、議題は「洋上風力発電にかかる電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」ということであります。これについては、資料1ですか。事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（古川室長）

それでは、最後の資料2までご説明をさせていただきたいと思いますが、まず資料1からご説明をさせていただければと思います。

まず2ページ目になります。こちらの上の水色四角については、以前のものと同じですので説明を割愛させていただきます。

下の点線四角については、前回よりご議論をさせていただいておる価格評価点のあり方、こちらを赤字で追記させていただいております。

それでは、いつものように前回のワーキングでご指摘をいただいた事項について、簡単に述べさせていただければと思います。4ページ目になります。

まず総論でございますけれども、多くの先生方から賛同のご意見を頂戴しています。ありがとうございます。

それと、このページの一番最後のところでございますけれども、山内座長から事態がいろいろ変化しているのは、既に事業者が選定されている第1ラウンドと第2ラウンド同様。公募の公平性、透明性が非常に重要な点ではあるが、一方でこれらの事業者がどのように事業を完遂していくかは考えなければならない。この点につきましては、事務局に対して宿題を頂戴した形になってございますので、本資料の最後で、我々の検討内容をおつけしてございます。

続きまして、5 ページ目です。こちらについては迅速性の評価になります。

まず、二つ目の桑原先生のところですが、基準日を約6年に設定した上で5年6ヶ月を満点とする考え方は、引き続き、賛同しかねると。創意工夫と書いてあるが、事業者に合理的に必要な事業リスクを負わせているにすぎないのではないかと。このようなご意見を頂戴しています。

それ以外の先生方、例えば石原先生などは、委員からの指摘も取り入れられているので賛成と。

大串委員からも、6年を平均として捉え、それより早かった場合に最高点とすることはリーズナブルと思うと。

あと次のページにいていただきまして、來生委員長からは、事業者に一定のある種の競争させることには意味があるのではないかと。そういったご意見も頂戴しているところです。

それと6 ページ目の下のところ、こちらのリスクシナリオのところですが、飯田先生から、ご賛同の意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、7 ページ目です。

まず、上のほうは保証金制度のあり方ですが、原田委員から、1年以内に踏みとどまっていくというインセンティブを用意するため、12 か月で節目を入れることは賛同するというご意見をいただいています。

あと、その下のところですね。下のボックスで、ゼロプレミアムについてに対する考え方のところですが、同じく原田委員から、オフテイカーのC P P Aに価格調整条項を入れること。こちらについては、今後そのようなC P P Aをより高く評価するメッセージを出していくこと。そういったことに意味があるのではないかとというご意見を頂戴しております。

続きまして、8 ページ目ですが、こちらは価格調整スキームに関するご意見になります。

多くの先生方に前回、価格調整期間のおしりを工事計画届出の予定日としてはどうかという事務局案を提示させていただいて、ご賛同の意見を頂戴したというふうに認識をしております。

それと、この8 ページ目の一番下のところで、こちら山内座長から、「事業を完遂させるという観点からは、下限を高く設定してしまうと難しいと思う。諸外国でも下限がない事情もあるので、下限の設定について、日本の実態を含めて議論していただきたい。」と、こういった意見を頂戴しました。こちらについては、後ほどのページで補足をいたします。

続いて、9 ページ目です。

こちらについては、計画変更要件の整理、事業計画の柔軟性に関するところですが、桑原先生から、風車メーカー等の計画変更に係る要件について、一方的にメーカー側から解除されるというよりは、入札時に取得した条件を著しく上回るような条件を提示されることで、最終契約の妥結に至らず、双方合意の上でL O Iを解約、終了するというのが実態になると

思うと。こういったご意見を頂戴しました。これについても、後ほどのページで補足をさせていただければと思います。

続きまして、10 ページ目、11 ページ目が、価格評価点のあり方、ゼロプレミアムの考え方ですけれども、こちらについては、前回議論させていただくことをご了承いただいたというふうに認識をしております、その上で委員の皆様から、このように様々なご意見を頂戴しました。後ほどのページで、こちらについてもご審議をいただきたいというふうに思っております。

前回の振り返りについては、以上でございます。

続きまして、2. になりますけれども、修正部分について補足をさせていただければと思います。

まず、こちらの 42 ページ。こちらについては、山内先生から頂戴した下限に関するご意見ですけれども、この「洋上風力発電事業の実態等を勘案して」というところを「勘案することとし」と追記させていただきました。こちらについては、調達価格算定委で下限についてご議論いただく形になりますけれども、ご議論いただく際は、国内のサプライチェーンが構築途上である中、我が国の発電事業者はいろいろと厳しい立場にある。そういった実態を踏まえてほしいという問題意識があられるというふうに思いますので、ちょっと丸めた表現にはなっておりますけれども、このような文案を作らせていただいております。

続きまして、44 ページになります。こちらは事業計画の柔軟性のところでございますけれども、桑原先生から頂戴した意見に関する箇所になります。具体的には、右上のボックスの赤太字で追記されている箇所になります。こちらについては、相手側から契約解除の申し出があること。こちらは、実態としては極めて限定的であるという先生の問題意識から、先生のご発言を踏まえて、このように追記をさせていただいた次第です。

それでは、46 ページに行ってください、こちらが価格評価点のあり方に関するスライドになります。

まず 46 ページ目から、前回と同じスライドになりますけど、改めてにはなりますが、補足説明をさせていただければというふうに思います。

こちら、まず一つ目の青丸で、これまでの価格点の算定式をつけさせていただいております。分母が提案者の供給価格、入札価格、そして分子が公募参加者の最低入札価格、この分数に 120 点を掛けると。こちらについては、第 2 ラウンドからは分子について 3 円、ゼロプレミアム水準という概念を導入させていただいたところでございます。

こちらについては、例えば二つ目の青丸のところですが、ゼロプレミアム水準での入札であった場合、次点の事業者が 9 円で入札をしても、その点差は 80 点となり、事業実現性評価で挽回が困難となるレベルの点差となると。そのため、1 事業者でもゼロプレミアム水準の入札があった場合には、事実上、ほかの事業者もゼロプレミアム水準で入札しなければ落札できない仕組みとなっていると。これは一番最低価格のトップの事業者が 4 円で、次点の事業者が 8 円の入札の場合でも、点差は 60 点となりますので、そこまで点差をつけ

ることが適切なのかと、そういった議論になります。

こちらについては、三つ目の青丸のところですが、国民負担の抑制を大前提に、価格評価点のあり方を見直してはどうかということを書かせていただいています。

それでは次のページ、一旦 49 ページに行っていただければというふうに思います。後ほど 48 ページ目に戻ります。こちらは、前回頂いたご意見も踏まえて挙げさせていただいている事務局の案のスライドになります。

オレンジのところ、再入札があった場合の現行の曲線になっておりまして、ピンクが今回新たにお示しする事務局の案になります。

なぜ事務局案が折れ線になっているのか。こちらについて、このスライドで補足をさせていただければというふうに思います。

まず左の部分、ゼロプレミアム水準 3 円から少し高い水準のところ、こちらについては、3 円と同様に、そのプレミアム収入を受け取れる可能性が低いと、そこでその点差を小さく、つまりグラフの傾きを緩やかにすることが適切ではないかと。しかし、ある一定水準を超えると、そのプレミアム収入を受け取れる可能性が高くなりますので、より厳しく価格点を評価するという観点から、このエリアでは点差を大きく、つまりグラフの傾きを大きくしてはどうかと、そういう問題意識になります。つまり途中で国民負担への影響度合いが変わりますので、そうした観点から、折れ線にする、傾きを変えることには一定の合理性があるのではないかと、事務局としては考えている次第です。

そして、ここでは緑の縦の点線で表現をしておりますけれども、この境目をこの資料の中では「準ゼロプレミアム水準」というふうに呼ばせていただいております。

それでは、ちょっと 1 ページ戻っていただいて、さらに補足説明をさせていただければと思うんですが、まず 1. のところですが、まず今申し上げた準ゼロプレミアム水準について、価格を幾らにするのかと。こちらについては、直近における卸電力取引市場価格の水準を参照する観点から、過去 3 年間の風力発電プロファイル市場価格の平均値としてはどうか。平均値としては 14.94 円/kWh となりますけれども、国民負担をより抑制していくという観点から、14 円に切り下げて設定してはどうかということを考えてございます。

2. です。こちらは、その準ゼロプレミアム水準を何点と評価すべきかというところです。

ゼロプレミアム水準で入札をした事業者と、準ゼロプレミアム水準で入札した事業者との競争が生じる環境をつくるため、事業実現性評価の点数によっては、準ゼロプレミアム水準で入札した事業者が落札可能、挽回可能となる点差であることが必要である。この場合、例えばその第 2 ラウンドにおける選定事業者と次点の事業者の事業実現性評価点、これは 120 点満点の補正の前の点差の平均値である 16 点に基づき、120 点から 16 点を差し引いた 104 点としてはどうかということを考えております。

そして、今申し上げた補正の前というところ、※ 2 をつけさせていただいておりますけれども、こちらについて補足させていただくと、これまでは、最低入札価格を入れた事業者さんは 120 点を獲得するため、裏を返せば、価格点で、必ずその 120 点満点を取る事業者がい

たということでございます。そのため価格評価点と事業実現性評価、こちらが1対1になるよう、事業実現性評価のトップの事業者さんも120点を取るように、これまでのラウンドでは補正計算を行ってまいりました。

しかし、今回の見直しに伴って、価格評価点のところが絶対評価、つまりは最高点を取った人でも、120点とはならない可能性が高くございますので、それを受けて、事業実現性評価点についても最高点を得た事業者が120点になるよう補正をする。この補正作業は行わないこととしてはどうかということを考えております。

続きまして、同じページの3.です。こちらは、準ゼロプレミアム水準の前後の価格点をどのように評価すべきかでございます。

こちらについては、ゼロプレミアム水準から準ゼロプレミアム水準、こちらについては直線で結んではどうかと。

続きまして、準ゼロプレミアム水準から終点までの評価方法については、占用指針に定めるその上限価格、これをゼロ点というふうにおいて、それを直線で結んで評価してはどうかということを考えております。

こちら、上限価格のところをゼロ点に置く理由としては、我々としては二つあるというふうに考えております。

まず一つ目は、価格評価点と対をなす事業実現性評価においても、普通にやってもゼロ点となる可能性がございますので、価格点では、その上限価格をゼロ点にしないと、両者の釣合いが取れなくなると。ちなみに、その事業実現性評価の大きなウェートを占めるリスクシナリオの評価では、最低限必要なレベルを満たしてもゼロ点。最低限必要なレベルを満たさなければ失格ということにしておりますので、つまり最低限必要なレベルを満たしてもゼロ点ということを事業実現性評価でやっているということは、その価格点のほうで、上限価格をゼロ点にするということも、ある種バランスが取れているのかなというふうに考えております。

2点目、上限価格の入札をゼロ点とする二つ目の理由ですけれども、例えば、上限価格で入札した場合に、ゼロ点ではなくて、例えば40点と評価した場合、40点未満の点数を取るとは可能性としてあり得ないと。そうすると、その価格点の配点が実質的に80点分、つまりゼロから40の方はいらっしゃらないということになりますので、価格点が120-40の80点分になってしまうと。そうすると、価格と事業実現性の評価、これは双方120点満点で評価するという、これまでの基本ルールが揺らいでしまうというふうに考えている次第でございます。

価格評価点のあり方については、以上でございます。

続きまして、最後に残る論点のところについてのご説明になります。こちらは前回、山内座長から問題提起をいただいた、このパッケージの適用範囲に関するところです。

まず、ちょっと52ページのところ、こちらは2ページ目のスライドと同じなんですけれども、大事なところ、特に原点に立ち返って、丁寧にご議論いただくことが必要なので、こ

ちらで簡単にもう一度説明させていただければと思います。

三つ目の青丸のところですけども、我々の今回の検討の目的としては、事業者を救済するとか支援するとかいうことではなくて、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させること。こちらが目的というふうに考えております。

具体的には、国民負担に中立的な形で事業実施の確実性を高めるための規律強化、環境整備を進めていくんだというふうに考えております。

それを踏まえて、最後の 53 ページのところになります。

今般の措置の適用範囲についてでございますが、まず 1. の第 4 ラウンド以降の事業者ですけども、こちらについては、選択的な措置の適用は認めず、応札・落札事業者には一律に適用してまいりたいというふうに考えております。

そして論点となり得るのは、2. 第 1 ラウンド～第 3 ラウンドの選定事業者に関してでございます。こちらについては、洋上風力にかかる電源投資を確実に完遂させることの重要性、これについては変わるところはないと。なので、その電源投資を確実に完遂させる。この目的と照らし合わせれば、過去ラウンドの事業者についても適用させたい、適用すべきという考え方があると思います。

ただ一方で、今回その政策パッケージの中には、保証金の見直し、保証金の増額といった事業規律の強化、事業者の負担を増やす。こういったものも含まれてございますので、こういった措置を一律に適用するということは、事業者にとって、その事業の予見可能性を損なう。こういったところから難しいのではないかと。一律に適用することは困難ではないかというふうに考えております。ただし、それであっても、その保証金制度の見直しも含めて、今般の制度見直しを受け入れる。そういうふうを選択をする事業者については、当該見直し後の措置を適用することとしてはどうかということを考えています。

ただ、その際のところですけども、価格調整スキームについては、通常でしたら、調整を行う期間については、入札時から工事の開始時までの期間となりますけれども、過去ラウンドの事業者については、スタート地点を入札時に置いてしまうと、それは今と照らし合わせると過去の話になって、過去遡及になってしまいますので、今後の公平性、ないしは国民負担での中立性の確保の観点から、そういったことは適切ではないんだろうというふうに考えております。そのため、価格調整スキームを適用する場合には、当該措置の適用後の将来の物価変動のみ。それを基準価格、ないしは調達価格に反映させることとしてはどうかということを考えてございます。

まず、資料 1 の説明としては以上になります。

続きまして、資料 2 についても、簡単に説明をさせていただければというふうに思います。

こちらですけども、すみません。非常に大部にわたる資料になりますので、ちょっと細かい説明は、この場では割愛をさせていただきます。

ただ、併せて新旧もお作りをしているんですけども、今回、日本語的な修正を多々行っておりまして、中身のある修正につきましては、この資料 2 についても、新旧につきまして

も色塗りをさせていただいている箇所、こちらが中身の変更を伴うものになってございます。

この黄色塗りをさせていただいているところは、今回9月からご議論いただいている内容をそのまま忠実に落とし込ませていただいていること。それに加えて、今回参考資料としておつけしましたけれども、前回、運用指針の改定を行ったのが令和4年10月になりますが、それ以降にこの洋上WGで議論させていただいた点が二つあって、JOGMECによるセントラル調査のお話、あと系統確保スキーム、こちらは以前に洋上WGの中でもお諮りさせていただいた内容ですけれども、こちらについても、今回運用指針の中に盛り込ませていただいておりますので、その点もお伝えをいたします。

ちょっと今日この場では、ご説明は先ほど申し上げたとおり割愛をさせていただきます。

それでは資料1、資料2につきまして、私からの説明は以上になります。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、皆様のご意見を伺いたいと思います。先ほども事務局から言っていたかもしれませんが、発言をご希望の方は手挙げ機能、これをお願いしたいと思います。それで発言時以外はビデオをオフ、音声はミュートでということであります。

どなたか、今日のご説明内容について、ご意見やご質問があれば、いかがでしょうか。

全体大詰めに来ておりまして、残された論点を今日ご説明いただいたということで、いかがでしょうか。

桑原委員、どうぞ。

○桑原委員

事務局のご説明、ありがとうございます。私からは、3点コメントさせていただきます。

まず迅速性のところは、先ほども取り上げていただきましたが、私のほうで賛同しかねると申し上げておりますけれども、多くの委員の先生方が事務局案にご賛同の意見を示されているので、事務局案の方向で進められるのだらうと思いますが、個別の海域で具体的な基準を定める際には、海域ごとの状況を精査していただき、6年の妥当性についてはしっかりご確認をいただいて、必要に応じて調整をするというところをぜひお願いしたいと思います。

次に、価格評価点のあり方について、コメントを申し上げます。まず準ゼロプレミアム水準については、これが客観的に正しいといった決め手になるような金額があるわけではなく、事務局案で工夫をしていただいて、風力発電プロファイル市場価格の過去3年間の平均値を見るということにし、またラウンドの状況を踏まえながら、必要に応じて適宜見直しを行うということでございますので、この方向性に異存ございません。

その上で、評価の仕方ですが、まずゼロプレミアム水準から準ゼロプレミアム水準まで、今出ているグラフで言うと、左側のほうですね。14円の左側のところ、ここを直線で評価するというのは、そうするしかないように思いますが、その後の部分の供給価格上限額をゼ

ロ点とした直線で評価するというのが、もう少し工夫しなくてもいいのかなというふうに思います。

先ほど、事務局からゼロ点にすることの考え方についても丁寧にご説明があり、それはそれで理解はできるのですが、第2ラウンドの西海市沖のように、そもそもゼロプレミアム水準では事業者が対応できないといった難易度の高い海域での価格競争のあり方を考えると、右のほうにいくと、1点差の大きさが、逆に今度は大きくなり過ぎるのではないかなというところも気になります。

ゼロ点までいくということが本当に必要かどうかというところについては、今の49ページのこのグラフのオレンジの曲線を見ても、現行で必ずしも上限価格に向かってゼロで線が引かれているわけでもございませんし、また供給価格上限額は、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要する費用ということで、コストベースで積み上げて出てくる価格だと理解をしておりますが、通常要する費用で出てきた価格がゼロになるということではいいのかなというのも思うところです。例えば準ゼロプレミアム水準を超えるところは、現行のような相対評価を取り入れて、もう少しならかな曲線にすることも考えられるのではないかなと思うところです。

ただ、そういうハイブリッドの案だと、ロジックが説明しにくいということもあるかもしれないのですが、一応、一案として意見として申し上げたいと思います。

それから、最後に今般の措置の適用範囲のところでございます。

53 ページ、第1ラウンドから第3ラウンドの選定事業者に対する対応として、一律に適用するのではなく、保証金制度、保証金の増額等の今般の見直しとセットで措置の適用を行う。また、価格調整について、将来分について適用するというのは、今回の議論の目的である、より確実に電源投資を完遂させるということにかなうと思います。なかなか難しいと思いますが、事務局案はバランスが取れたご提案ではないかと思い、賛同したいと思います。

以上です。

○山内座長

どうもありがとうございます。それでは、原田委員、どうぞ。

○原田委員

ありがとうございます。私も事務局案に全体的に賛同させていただきます。ここまでまとめていただきまして、誠にありがとうございました。

私からも3点申し上げたいと思います。

まず下限の水準です。山内先生が前回ご指摘されていた、下限の水準を慎重に考えるべきということに私も賛同させていただきます。もちろん具体的な数字については、調達価格等算定委員会のご議論ということになるんですけども、ここの委員会の中でも少し考え方を整理しておくということかなというふうに思います。

今回、下限を設けることに際しましては、制度側と事業者の創意工夫でインフレリスクを分担するというコンセプトだということは理解しております。しかしながら、洋上風力はほ

かの電源と比較しても投資規模が大きく、かつアップサイドは極めて限定的であるという事業です。そんな中で、現在事業者さんは、価格配分が大きい入札に大変な努力をされて、価格設定をされているという現状です。また一方で、創意工夫といいましても、国内のサプライチェーンは、まだ構築の途上でありますし、先日のヒアリングからも、発電事業者の立場が例えば部材の事業者と比べても非常に弱いということ、また事業環境が整っている欧州と比べても、事業者による創意工夫の余地というのは、まだかなり限定的だというふうに考えられます。ですので、外国でも下限を導入していないというところもあるということであれば、我が国のただいまの実態を踏まえて、事業者も一部のリスクを取るというコンセプトを維持しつつも、下限を相応に低い水準に設定するということを考えていただければと思います。

2点目です。今ご説明にあったところですが、ゼロプレミアムでなければ勝てないという世界観ではないということを出すということかと思います。その意味では、事例で実際に見せていくことは大変重要だというふうに考えます。その中で、14円という水準をどう決めたのかということは、やはりきちんと説明する必要があると当然思うのですが、英国のCfDの価格が11円から12円、それから、欧州の中で比較的后発の国でいうと、昨年のアイルランドのオークションは平均が86ユーロ/MWhということで、円/kWhに換算すると、まさに14円になっています。そういうことを考えますと、アイルランドは欧州のインフラを使えるので、現在の日本の状況よりも有利であるということも鑑みると、水準観としてあまり違和感はないのかなと思います。

一方で、こちらにも算定委のご判断になることと思いますが、例えばモノパイルの18円というのは、ラウンド3の数字も、このラウンド3の手続開始時からさらにインフレが進んでいること、そもそもまた現状のLCOEはもっと高いのではないかとということが考えられますと、こちらにも18円と決め打ちをせずに、実態に即して引き上げるということも検討に値するかというふうに考えます。

最後に、第1～3ラウンドの遡及ということでございますが、なるべくそういうことはしないに越したことはないというのは分かりますけれども、これプライムもあって、保証金の額が上がるということを考えると妥当な案なのではないかなと私も考えております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、次は石原委員、どうぞ。

○石原委員

石原です。まず今日、事務局のほうでまとめていただきまして、さらに非常に丁寧にご説明していただきまして、ありがとうございます。基本的に事務局の案については、これまでの議論を踏まえ賛成いたします。

私から1点コメントというか、感じていることを簡単に説明させていただければと思い

ます。49 ページの直線のことについて、少し感じていることを話させていただければと思います。

これまでオレンジの線で、評価点の低下曲線として使ってきたんですが、この曲線が非常に急峻な曲線で、どちらかというコストを誘導しているような感じで、今回直線に変更される。その点については、基本的に賛成です。

一方、先ほども既に話に出てきたんですが、この折れ線の考え方が、ご説明の内容については十分理解していますが、その勾配は、実はどこが最後の供給価格になるかによって変わっています。場合によって、例えばこの 18 円の線を見ると、従来線よりも厳しいのではないかと思います。そういうことを考えると、そもそも元々コストの評価というものを何が妥当であるかというのを、今後もうちょっと議論していただいて、どうしてここまで急峻にする必要があるのか、やはり事業者の観点から見ると、すごく大きな差になっているんですが、この線がここまで急峻にする必要があるのか。場合によって、一定にするということが、要するにこの式に掛ける係数をもうちょっと調整して一つの線にすることはできないのかというのを考えています。

さらに言うと、最後、これもご説明いただいた内容について十分理解していますが、供給価格をゼロにするというのが、やはり今のことと連動しています。このゼロ点というのを設定しなければ、今のような無理な線を引く必要はなく、準ゼロプレミアム前の部分の勾配と後ろの勾配が、一つの線で設定できるのではないかというふうに思っています。

なぜ供給価格をゼロ点にするのかについて違和感を覚えます。そもそもこの上限価格というのは合理的な値段であり、算定委員会で示されているものなので、これをゼロにするというのが、何か不合格というか、最低基準といってもゼロというのが、実際今年 9 月にイギリスで採択された入札の金額は、実上限価格のような金額です。そういった場合、これは当然ながら今後難しい案件になればなるほど、こういう可能性が十分あり得るし、これがゼロである必要が本当にあるんですかというのは感じています。

この 2 点について、今後もうすこし議論していただければいいなと思っています。私のコメントは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、大串委員、どうぞ。

○大串委員

ありがとうございました。私も全般的に事務局案に賛成したいと思います。

私からは 3 点ございます。

1 番目が、42 ページの価格調整スキームの下限の導入というところなんですけれども、下限を入れることによって創意工夫を促すということは、非常に賛同できることなんですけれども、ただ、先ほど原田委員もおっしゃったように、まだまだいろんなサプライチェーン等の整備等も必要ですし、そういったものを構築するための費用がかかることを鑑みて

も、あまり過度にならないような、下限を余り高く設定しないような工夫が必要かなというふうに思いました。

2点目が、49 ページの先ほどから出ています表で、価格評価点のあり方なんですけれども、私は14円が妥当というのは皆さんおっしゃっているとおりだと思うんですが、もう少しこの準ゼロプレミアム水準の評価点を上げて、ほかのところ、先ほどからお話ししていますようなサプライチェーンの強化とか、もしくは事業実現性、もしくは事業継続性を上げるために、ここをもう少し差がつかないような形で上げていただくというのもいいのではないかなというふうに思いました。また、ほかの先生たちもおっしゃいましたが、確かにこの14円を過ぎると、かなり急勾配に下がるというのも、いかがなものかと思いますので、この辺りはもう少し工夫が要るのかなということは思っております。ただ、逆に言うと、例えば14円のところをもう少し、110点とか108点とかに上げていただいて、その分、ほかのところで創意工夫を引き出すようなものでもいいのかなというふうに思っております。これが2点目です。

3点目の今般の措置の適用範囲についてということで、53 ページのところでご説明いただいたと思いますけれども、今後もラウンドに適用していくと。ただし、第1ラウンドから第3ラウンドについて、一定程度の配慮はあるかもしれないというところはリーズナブルかなと思いました。

私からは以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。

次は飯田委員、どうぞ。

○飯田委員

ありがとうございます。私も少し重複するところがあるかもしれませんが。

まず、先ほどのスライド42の下限のところです。ほかの委員の方々もおっしゃっていたと思うんですけれども、私もやはり下限を設けるのは仕方ないにしても、設定を低くしないと、一番下の右下のところ引き算になっているのが分かるのとおり、結局変動を考慮した意味がなくなってしまうのではないかなというふうに思うので、先ほどほかの委員の方からもありましたけど、日本の洋上風力、調達・流通の観点でもまだ十分整っていない部分もあるので、適切な考慮が必要ではないかなというふうに思います。

スライドの46ページ目ですか。価格評価点の考え方については、導入はそもそも無理された事業をやられても困るので、そこは適切に入れていくということも大事ですし、49 ページのところ、この価格の点数についても、導入することは私も賛成なんですけれども、準ゼロプレミアム水準が、やはり今の市場のベースは陸上風力とかのベースでやっているというところはちょっと留意が必要で、14円の104点というのは無難かなと思うんですけれども、他方で、右側のところが確かに急峻で、特に左側のモノパイルと引いている線は、これまでの現行の線よりも厳しい線になっているような気もするので、そこはやはりサブ

ライチェーンの構築ですとか、地域支援の取組がうまく価格と事業評価点とで競争ができるような形でできるといいと思うので、その考えでいくと、例えば 29 円の今の現行のオレンジのラインと 104 円を結んであげるくらいの線でも十分いいのかなというふうに感じております。

スライド 53 ページについては、適用範囲についてはご説明いただいたとおり、公平性もちゃんと担保されるということ、そもそも第 1 ラウンドから第 3 ラウンドの事業者が倒れないようにということも非常に大事なところなので、この考え方を取り入れることは賛成です。

1 点、一番下の※ 4 のところでちょっと気になるんですけども、ここの変更というのは、保証金制度と価格調整スキームの部分のみが変更なのかというのを、もしご見解があればいただければと思います。

あと参考資料 2 のところのセントラル方式の話、JOGMEC の話も、今日は特に議論は必要ないと思うんですけども、やはりセントラル方式がいろいろな事業者が適切にそのデータを使えるということが非常に重要かなと思うので、以前も私、委員会で申し上げたかもしれないんですけども、やはりレビューをちゃんとしていただいて、有効性とか見直しも検討して、事業者が適切に活用できる形というのは整えていただきたいなというふうに感じております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

次に菊池委員、どうぞ。

○菊池委員

どうもご説明ありがとうございました。私も全体として、事務局の方針に賛成というふうに思っております。特に論点となっているところの、例えば 42 ページの下限をどうするかという点については、ほかの皆さんと同じ意見ですけど、事業を円滑に進めるためには、下限はなるべく低めに設定できるということが望ましいのかなと思ってお聞きしておりました。

それから 2 点目として、49 ページの価格評価点のあり方のところですけど、このような折れ線を見ると、やはり準ゼロプレミアム水準よりも高い値段をつけると非常に不利になるという印象があまりにも強過ぎてしまうのかなという、強くなり過ぎているのではないかなというふうにも感じますので、どういうふうにするのがいいのかというのは、まだいろいろと考え方があると思いますけれど、ここの図で言えば、14 円以上はつけにくいんだなというふうに、あまり思わせ過ぎないというような細工も必要だったりするのかなと、ちょっと思いました。

それともう一つ、14 円の位置づけですけど、ほかの委員のご説明でもヨーロッパでも 10 円ぐらいのところでは落ち着いているというようなお話もありましたけれど、事務局の説

明のほうは、過去の市場価格の推移から、この値のベースとなる 14.9 円を決めたというようにお話でしたけど、ちょっとグラフを見ると特殊な条件もあるような感じもするので、もう少しうまく説明できるような値段のつけ方というのを、もうちょっと工夫をしていただく必要があるのかなというふうに思っていました。

最後に、今回の措置の適用範囲の件ですけれど、第 1 から第 3 ラウンドの事業者にも適用するようにするというので、これが確かに特にインフレの起こるということが分かっていた状態の事業者もいるということからすると、こういうような準備をしておいて、事業者もちろんこれを採用するかどうかは別としても、こういう措置を展開していますよということを知らせるという意味では、非常に意味のある内容かなとも思ってお聞きしておりました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、次は加藤委員、どうぞ。

○加藤委員

今日は少し遅れて参加したため、説明を伺わずに話をしてしまうので申し訳ないのですが、先ほどの委員の皆様の意見に私もおおむね同意します。

まず、42 ページ目の価格調整スキームについては、下限を高くし過ぎないことが大事という意見でしたが、私も同意見です。今回、赤文字で、洋上風力発電事業の実態を勘案せよという文言を入れていただけたので、調達価格等算定委員会で、このメッセージをきちんと受け止めていただけるのであれば、下限はそんなに高くするということはないだろうと、私としては期待しているところです。

それから 49 ページ目の価格の評価点については、いろいろな意見があるし、何が一番望ましいのかを見つけるのが難しいということで、事務局が苦勞されていることがよく理解できました。この絵を見ると、14 円の右側が大きく下がっているのはどうしても気になるところで、これはあんまりこちら側には出さないでほしいというメッセージにも見えます。そうすると、大体 3 から 14 の間でばらけることを想定しているだろうと感じました。現時点では、みんなゼロプレミアム水準になっていることを考えれば、少しばらけるのは、価格点において差がつくという意味では、よくなる余地がありそうです。そういう意味では、現在の提案で大きな問題がなく進められるかもしれないという期待を持っております。

最後に、今回の制度の措置の適用範囲についてですが、第 1 ～ 3 ラウンドの選定事業者についても、彼らが受けるのであれば適用するというので、公平性に関してうまく考慮されているやり方だと、私としては考えています。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうかね。大体皆さん、ひとあたりご発言いただきました。

今日ご欠席の片石委員から、事前にご意見いただいております。これは事務局からご紹介をお願いいたします。

○事務局（古川室長）

ありがとうございます。片石委員からは、次のようなご意見を頂戴しております。読み上げさせていただきます。

価格評価点のあり方について 14 円、104 点とする中でも競争性を確保し、国民負担が増えないような制度設計としてほしい。海域に関する調査において、当初予期しない水産資源と水生生物への影響が出て、調査手法を変更するなどの当初想定より時間を要することも考えられるため、今後事業を実施していく中では、その可能性についても留意が必要である。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

桑原委員、ご発言をご希望でしょうか。

○桑原委員

すみません。手挙げを下ろすのを忘れていました。申し訳ございません。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、委員からご意見いただきましたので、事務局からコメント、回答をお願いいたします。

○事務局（古川室長）

委員の皆様、本当にありがとうございます。

まず下限の水準、こちらについては多くの先生方から、今の方向性と申しましょうか、洋上WGの考えとして、調達価格等算定委に申し入れる。このことに関しては、ご賛同をいただいたというふうに受け止めさせていただいております。また、一番最後の適用範囲につきましても、多くの先生方から、事務局案は妥当ではないかというご意見を頂戴したというふうに受け止めております。ありがとうございます。

それで、それ以外に一番ご意見を頂戴したのは、価格のところになってございます。こちらについては、やや繰り返しになってしまいますけれども、まず折れ線になること、途中で傾きがきつくなること。これについては、程度問題については、もちろんその議論があるということは承知しておる上で、ただ、その傾きを途中できつくするという点については、先ほど申し上げたとおり、途中からプレミアム収入がもらえる蓋然性というのはやはり高まりますので、より厳しく見ていくということについては合理性があるのではないかと思います。事務局としては引き続き考えているところです。

その上で、特に今申し上げた点、モノパイルについては、特にそのようなことは言えるのではないかと思います。考えております。

あと、先生方からジャケット式、桑原先生とかから、ジャケット式のところについてもご指摘をいただきました。ジャケット式のところの点差が大きくなるのではないかとというご指摘でしたけれども、これは1位の方が何点で入れるのかというのは、ちょっと読めないわけなので、何点ですというふうに、どう変わりますというふうに、一概に申し上げることは難しいんですけど、ただ皆様のおっしゃるとおり、第2ラウンドでも、ジャケット式の海域については、市場価格を上回るような価格帯での入札になりましたので、14円を上回るところで入札は行われる可能性は高いというふうには思っています。ただ、その場合でも、例えば1位が20点で、2位が21点の場合ですと、現行のこれまでの評価方法と今回お示ししている事務局案では、その20点と21点の場合の点差というのは、そう大きな違いはございませんので、先ほど申し上げたように、1位が何点で札入れをしてくるかにもよるのですけれども、ジャケット式に関して、点差が現行と比べて急激に変わるかということ、そうではないかと。ちょっとこれは私の今の試算になりますけれども、そのように考えているところです。

あと、それ以外の価格の絡みで言うと、14円のところで、原田先生から海外の事例をひもといて、我々の補強をしていただいたというふうに思っています。本当にありがとうございます。

あと菊池先生から、3年に関するご指摘も頂戴しましたけれども、こちらについては、いろいろと悩みながら3年設定したところではあるんですが、一つにはその電力業界、再エネ業界、年々状況がめまぐるしく変化する中、例えばその10年なりの長期の期間の平均値を取ることが適切なのか。その現状を反映しづらくなるのではないかとという話ですとか、あとは、今回の一連の議論がウクライナ紛争に伴う物価高騰に関連するため、2022年前後の価格の状況というのは何らか考慮すべきではないか。また、2020年末に生じた価格のスパイク、これはやや異常とみなして含めないべきではないか。こういったところを総合的に判断して、3年という期間設定を案としてお示しをしたところなんですけれども、さらに補強はできないか、うまい説明がないかということは、引き続き考えたいというふうに思います。

あと、その価格に関連して、原田先生とか、あと石原先生の問題意識もそれに近いのかなというふうに個人的には思ったんですけれども、上限価格の水準、第3ラウンドでモノパイルが18円、第2ラウンドでジャケット式が29円、こちらが安いのではないかと。こういった問題意識については、ちょっと一つ、そういったお考えの先生方がいらっしゃるということは受け止めさせていただきたいというふうに思います。

あと桑原先生から、迅速性に関してもコメントを頂戴しました。こちらについては、先生のご意見もしっかり受け止めさせていただければというふうに考えております。

あと飯田先生から、適用範囲のところで、この過去ラウンドの選定事業者に適用するものの対象は何か、保証金制度の見直しと価格調整スキームに限るのかということがございましたけれども、基本的にはそういうご理解で結構なんですけど、より正確に申し上げると、計画変更の柔軟性の部分、こちらも含まれるというふうには考えておまして、計画変更の

柔軟性についても、指針改正の事項となりますので、そのように考えているところでございます。

ちょっと漏らしたところはあるかも分かりませんが、私からは以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。大体まとまってきたかなという感じだったと思っております。

來生先生、コメントをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○來生委員長

來生でございます。本日、皆様のご意見、価格評価点のあり方について、若干ばらつきがあるけれども、ほかのところは大体皆様とご一緒というか同じようになっている。私も、基本的には皆様のご意見と同じでございます、この線で進めていただければいいのかなというふうに思います。

今日、一番議論が出た 14 円を境にして傾斜が急に変わるということについて、先ほどどなたかがおっしゃったことに私は同感なんですけれども、ある意味で、何かこういう考え方をガイドラインで示すということのメッセージ性といいますか、そうなるかどうか分からないけれども、この図で言うところのグリーンゾーンで競争してほしいというメッセージというのは、国民負担ということを考えると、ある意味ではそういうメッセージ性も大事かなという気がいたしました。

技術的にこういう価格をうまく説明する算定式、いろいろな考え方があり得ると思うんですけれども、あんまり複雑にならないような感じで、なおかつ今日いただいているいろいろな議論がうまく反映できるような考え方があればいいと思うんですけれども、私はあんまり複雑になるよりは、単純でメッセージ性があるのもいいのかなというふうに思ったということでございます。

以上です。

○山内座長

どうもありがとうございました。來生先生と私と大体意見が一致して、今日、皆様の意見も、ありていに言うと、49 ページのこの横軸のところというだけなのかなというふうに思っています。

まず個人的な意見を申し上げると、上限価格をつけるというのは、通常の入札でやることなので、全くおかしい話ではないなというふうに思っています。もちろんないこともありますけれども。

それで、この 49 ページでいうと、横軸の 18 円、29 円というところなんですけど、このグラフで見ると、かなり急峻のように見えるということなんですけど、皆様のおっしゃったようにメッセージ性を持たせるというようなことと、それから、ここで価格がどう動くかということと、実現可能性の点数の相対関係というのを見なければいけないということがあると思います。そういう意味で見ると、こういう形で価格が動く範囲を大きくしないとあまり意味がないということになるんだと思います。

そういうことを考えると、基本的に私の理解では、これをキープして、こういう形での評価点というのは、皆さんご同意いただいたのかなというふうに思っておりますので、あと横軸のところは、実はこれは算定委のほうでご議論いただくということだと思いますので、今日の我々の結論としては、こういう形を取るということで、算定委のほうで、この辺をもう一度議論していただくのかなと思いますけれども、それが全体の我々としてはまとめてよろしいのではないかなというふうに思っております。

電源投資を確実にという意味では、いろいろな観点いただきましたけれども、基本的に3点ですね。インフレの下限のところと、それから今の価格の評価点と、それから第1ラウンド、第2ラウンド等への適用のところですけども、大体事務局からご説明あったように、ほぼ皆さんで結論いただいたというふうに理解しております。

それでは、次回以降の進め方について、事務局からご説明いただければと思います。

2. 閉会

○事務局（古川室長） 皆様、ありがとうございます。本日も長時間にわたり、ご熱心にご議論いただき、本当に感謝申し上げます。

次回の日程等につきましては、また改めてメール等でご連絡を差し上げます。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、以上で本日の合同会議閉会とさせていただきます。

本日もご多忙中のところ、また非常にご熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。